

機関番号：32634

研究種目：若手研究 (B)

研究期間：2008 ～ 2010

課題番号：20730033

研究課題名 (和文)

国際法秩序の多元化と国際法解釈の再検討：国際法の一般原則と条約法条約を中心に

研究課題名 (英文)

Interpretation of International Legal Norms in Multi-Sourced International Legal Order

研究代表者

西元 宏治 (NISHIMOTO KOJI)

専修大学・法学部・准教授

研究者番号：00401018

研究成果の概要 (和文)：

多元化する国際法秩序の中で、多元化を促す個々の制度の形成要因や運用の実態の実証研究をおこなうとともに、多元化された法秩序を包摂するより体系的な分析枠組みの可能性を検討した。特に近年のその進展が著しい投資協定及び投資協定仲裁を主要な検討対象として、その主要な規律内容と紛争処理手続を通じた解釈実践の分析、また近年の投資協定仲裁による解釈実践の集積が、諸国が新たに締結する投資協定の規定に与えた影響などについても調査研究を行った。

研究成果の概要 (英文)：

This study examined both normative and operational aspects of various individual international legal systems and consequently provided a more systematic analytical framework in multi-sourced international legal order. In particular, focusing on the evolution and rapid development of international investment treaty law and arbitration, major substantive rules under investments treaties and interpretative practice through investor-state arbitration were carefully analyzed. Also, further research on the recent accumulation of interpretative practice by arbitral tribunals clarify its effects on further development in drafting provisions of the new generation investment treaties and on foreign investment promotion and protection policy.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	700,000	210,000	910,000
2009年度	800,000	240,000	1,040,000
2010年度	700,000	210,000	910,000
年度			
年度			
総計	2,200,000	660,000	2,860,000

研究分野：国際公法

科研費の分科・細目：法学・国際法学

キーワード：国際法秩序の多元化、立憲化論、投資協定、最恵国待遇、条約法、法の一般原則、  
条約解釈、紛争処理

## 1. 研究開始当初の背景

### (1) 問題関心

申請者は、修士論文における条約法条約解釈規則を出発点として、法機能が制度的に未分化な国際社会における実定国際法の解釈適用の妥当性と判断枠組みとの相関関係を明らかにする研究を行ってきた。

### (2) 問題及び研究状況

近年は、冷戦後に進展した国際関係の法制度、すなわち多数国間条約による国際規律の定立とその紛争処理及び履行確保手段の増加によって、実定国際法が個別化・具体化される局面が拡大されることになった。こうした各種の国際司法・準司法機関による国際法解釈についての理論的研究を通じて、国際法秩序の多元化と実定国際法の解釈適用の在り方をめぐる議論の位相の変化がもつ意義、特にWTOにおける立憲化議論の検討を通じて、秩序の部分性ゆえに各法秩序に遍在する実定国際法の解釈実践の集積を統合・体系化する視点が形成された過程を明らかにした。

### (3) 課題

次いで多元化現象に関する先行研究の検討を進めつつ、多元化を促す個々の制度の形成要因や運用の実態の実証研究をおこなうとともに、国際法の一般原則や条約法条約の解釈適用に着目して、多元化された法秩序を包摂するより体系的な分析枠組みの可能性を検討してきた。

## 2. 研究の目的

本研究では、個別の法制度の運用実態、とりわけ国際司法・準司法機関による紛争処理過程における国際法解釈の分析を出発点とし、国際法秩序の多元化という現象及びそこから派生する諸問題に関する判例研究・文献研究を通じて、個々の法秩序の運用に関わる実定法上の問題点の分析を深め、多元化された国際法秩序における各争点の歴史的文脈及び現在の理論的枠組みにおける位置づけをより立体的に把握することによって国際法解釈の基礎理論を提供する目的とした。

## 3. 研究の方法

### <実証に関するもの>

投資協定及び投資協定仲裁を主要な検討対象として、その主要な規律内容と紛争処理手続を通じた解釈実践の分析、また近年の投資協定仲裁による解釈実践の集積が、諸国が新たに締結する投資協定の規定に与えた影響などについても調査研究を行なった。

急速に増加した投資協定仲裁の多角的・網羅的な判例研究を行なうために、「投資協定仲裁研究会」（経済産業省/公正貿易センタ

一）、「エネルギー投資研究会」（西村あさひ高等法務研究所）などへ参加した。また2002年以来幹事を務めている国際判例事例研究会を年6回程度開催し、条約法、海洋法、領域紛争などの伝統的な国際法の諸分野における解釈適用の問題についても検討を行なった。

### <理論に関するもの>

主にWTOその他の立憲化議論、国際裁判制度、また条約法条約採択40周年を記念して企画された条約法および条約法条約に関する文献収集を行なった。

さらに国連国際法委員会による「国際法の断片化」報告書の検討を行ない、国際法秩序の多元化に伴う一般的な論点の把握に努めた。

## 4. 研究成果

研究の対象成果は、主に(1)法制度の形成過程、(2)個別の法制度における判例研究、(3)理論的検討の3つに分類される。

### <投資協定・投資協定仲裁に関するもの>

(1)及び(2)については、投資協定及び投資協定仲裁も関するアップトゥデートな論点に関して研究ノートという形を含め一連の業績を公刊することが出来た。特に最恵国待遇条項の解釈適用をめぐって、二国間条約である投資協定の個別性(個々の条約の目的や文言、あるいはこれらを合意するに至った相互主義的な側面)を重視し、条約の適用範囲や紛争処理手続の管轄権の範囲など国家間の合意の主要な要素への最恵国待遇の均霑に慎重な論理を採用する立場と、他方諸国によって締結される類似の内容を有する二国間条約を、単一の「国際投資法体制」の個別的表現とみなし、最恵国待遇の無差別の局面や平準化機能を重視する立場との対立が存在することを指摘した。その他の投資協定上の主要な実体規定の内容について、広範な判例研究によって、日本における投資に関する国際法の実証的な研究の蓄積に寄与するとともに、今後の投資協定の規定内容の在り方について一定の示唆を与えることが出来たと考えている。

以上のように一連の投資協定仲裁における解釈実践の研究を通じて、WTOにおける類似の規定の解釈、あるいは同様の規定を有する他の投資協定の条文解釈に影響を受けつつ、個々の条約の目的や条文表現を重視した解釈によって分節化が進展しつつあることを明らかにするとともに、投資協定仲裁の急速な利用の増加によって、各国政府は、投資協定上の規律内容に対するコントロールを強化するようになり、近年の投資協定の条文表現は精緻化されるとともに、各国の対外投

資の保護・自由化の手段としての二国間投資協定の位置づけ自体にも変化が生じつつあり、国際法秩序の多様化がより一層進行しつつあることも指摘した。

<その他の法分野との比較>

投資協定及び投資協定以外の分野については、主に（１）に関する調査分析を行い、経済法以外の新たな法制度形成に関する動因分析などの比較検討を行なうことが出来た。ソフトロー研究の観点から、非国家主体も関与する紛争ダイヤモンド取引規制レジームの形成と展開を分析し、複合的なガバナンスとしての紛争ダイヤモンド取引レジームの特徴を明らかにするとともに、その問題点を指摘した。

また近年の資源開発への関心の高まりから注目される、北極および周辺海域に対するガバナンスの在り方について諸国の動向と国連海洋法条約の関連規定との関わりでその国際法上の論点を抽出した。同じく、国連海洋法条約については、海洋科学調査に関する既存の枠組みの検討を行ない、その機能（不全）と新たな観測手段や機器に関するガイドラインの形成の現状と課題について調査を行なった。

<理論的な検討に関するもの>

（３）については、大部分が文献収集と研究に留まったが、2011年の国際法学会・分科会「国際経済秩序の統合化と分散化」において「国際立法の位置づけと条約解釈」というテーマで報告の機会を得た。今後論文として公刊する予定であるが、依然として多くの課題を残しているため、

今後は、研究期間内に行なった一連の実証研究に基づいて、主に、国際法秩序の多元化と国際司法・準司法機関による紛争処理過程の発達に関する理論的研究と多元化された国際法秩序における一般法としての条約法の研究を進める予定である。

## 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計7件）

- ① 西元宏治「アルゴフロートの国際的規制をめぐる現状と課題」『海洋科学調査をめぐる法的諸問題』に関する勉強会研究報告書』（東京大学・海洋アライアンス、独立行政法人 海洋研究開発機構、2011年）59-70頁、査読無
- ② 西元宏治「環境保護と投資協定」公正貿易センター編『投資協定仲裁研究会報告

書（平成22年度）』（公正貿易センター、2011年3月）77-101頁、査読無、経済産業省 HP・投資協定 <[http://www.meti.go.jp/policy/trade\\_policy/epa/investment.html](http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/investment.html)>に掲載

- ③ 西元宏治「国際投資法体制のダイナミズム：国際投資協定ネットワークの形成と展開」『ジュリスト』1409号（有斐閣、2010年10月）74-85頁、査読無
- ④ 西元宏治「投資協定仲裁判断例研究(12) 旧社会主義国BITの制限的紛争処理条項の解釈と紛争処理条項に対する最恵国待遇条項の適用」『JCAジャーナル』57巻8号（日本商事仲裁協会、2010年8月）18-25頁、査読無
- ⑤ 西元宏治「II 不当な又は差別的な措置等の禁止に関する規定の意義」公正貿易センター編『投資協定仲裁研究会報告書（平成21年度）』（公正貿易センター、2010年3月）19-41頁、査読無、経済産業省 HP・投資協定 <[http://www.meti.go.jp/policy/trade\\_policy/epa/investment.html](http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/investment.html)>に掲載
- ⑥ 西元宏治「IV 投資協定における最恵国待遇の適用範囲」公正貿易センター編『投資協定仲裁研究会報告書（平成20年度）』（公正貿易センター、2009年3月）45-89頁、査読無、経済産業省 HP・投資協定 <[http://www.meti.go.jp/policy/trade\\_policy/epa/investment.html](http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/investment.html)>に掲載
- ⑦ 西元宏治「投資協定仲裁における最恵国待遇条項の解釈適用」『JCAジャーナル』55巻9号（日本商事仲裁協会、2008年9月）8-17頁、査読無

〔学会発表〕（計2件）

- ① 西元宏治「国際立法の位置づけと条約解釈」国際法学会2011年度春季大会、第1分科会「国際経済秩序の統合化と分散化」、2011年5月14日、明治大学駿河台キャンパス
- ② 西元宏治「北極をめぐる国際法的課題」北極海のガバナンス：多様なステークホルダーと課題設定の諸相 Governing the Arctic Ocean: Multiplicity of Stakeholders and Framing of Issues、2010年3月10日、国際文化会館講堂

〔図書〕（計5件）

- ① 西元宏治「北極海をめぐる国際法上の諸問題」奥脇直也・城山英明編著『北極海のガヴァナンス（仮）』（東信堂、2011年刊行予定）20頁程度、査読無
- ② 西元宏治「第7章 Nykomb Synergetics Technology Holding AB (Stockholm) v. Latvia（「III. 解説」部分）」小寺彰・川合弘造編著『エネルギー憲章条約と国際投資（仮）』（株式会社商事法務、2011年刊行予定）15頁程度、査読無
- ③ 西元宏治「条約の解釈規則——リビア＝チャド領土紛争事件」小寺彰・森川幸一・西村弓編『国際法判例百選（第2版）』（別冊ジュリスト204号）（有斐閣、2011年3月）2頁、査読有
- ④ 西元宏治「最恵国待遇：投資協定仲裁による解釈とその展開」小寺彰編著『国際投資協定』（三省堂、2010年4月）56-83頁、査読無
- ⑤ 西元宏治「紛争ダイヤモンド取引規制レジームの形成と展開」中山信弘編集代表／小寺彰・道垣内正人編『国際社会とソフトロー（ソフトロー研究叢書第5巻）』（有斐閣、2008年8月）137-168頁、査読無

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

西元 宏治 (NISHIMOTO KOJI)  
専修大学・法学部・准教授  
研究者番号：00401018

### (2) 研究分担者

該当なし

### (3) 連携研究者

該当なし